

第十回 参議院内閣委員会會議録 第二十三号

昭和二十六年五月十五日(火曜日)午後一時四十七分開会

本日の会議に付した事件

○行政機構の整備に関する調査の件
(海上保安庁の現状に関する件)

○審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○派遣議員の報告

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。先ず調査事件として海上保安庁の現状について、海上保安庁長官から御説明願います。速記をとめて下さい。

午後一時四十八分速記中止

午後二時八分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……次に審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(井上清一君) 只今議題となりました審議会等の整理案の提案理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、行政機構の簡素化の一環といたしまして、各種の審議会を整理する方針の下に、審議会の権限、緊要性等について検討いたしました結果、総理府設置法に關係する審議会につきましては、身体障害者製作品購買審議会を廃止し、従来閣議決定で内閣に設置されておりました失業対策審議会を法制化することいたしました。身体障害者製作品購買審議会は、身体障害者福祉法に基きまして、

身体障害者の製作品の購買の事務について調査審議する審議会でありまして、身体障害者の福祉に関する事項の調査審議のための機関といたしましては、別に同じく身体障害者福祉法に基く中央身体障害者福祉審議会が厚生省の附屬機関として設置されておりますので、この際行政機構簡素化の見地から、身体障害者製作品購買審議会の権限を中央身体障害者福祉審議会の権限に含め、身体障害者製作品購買審議会を廃止することとした次第であります。なお身体障害者福祉法の關係文につきましては、別途改正案を御審議願うことにいたしております。

次に、失業対策審議会は、昭和二十四年三月、当時の急迫した失業事情に對処するために失業対策關係會議に替えて急ぎ設置したものでありますが、我が国の失業問題の解決は、その根本対策たる雇用量の増大という見地から、財政、金融、産業、貿易等、各分野にわたる総合的施策を樹立する必要があるばかりでなく、失業者の救済対策につきましても、一般社会保障の各種政策との総合的な調整を必要とする状況にありますので、これらの事項につき調査審議の任に當るべき本審議会は、今後当分の間存置することとは是非とも必要であると認め、この際行政組織に関する原則に基き、その設置につき法律的根拠を与えようとするものであります。

何とぞ速かに御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(河井彌八君) 本案につきまして御質疑がありますれば、この際御発言願います。

○梅津錦一君 今説明を頂いたのですが、今後当分の間存置することが是非とも必要であると認められておるようですが、当分の間というのは、一体どういう当分の間ですか。

○政府委員(井上清一君) 特にいつまでの間と切ることは、今から予測できないと思うのであります。まあ現在のような失業問題が相当重要な問題であります限りにおいて存置して参りたいと、かように考えております。

○梅津錦一君 私最近の失業者の数字をよく知っておりませんが、大体現在、完全失業者と不完全失業者と二つに分けて、どのくらいですか、まあ数が集まつておるか。

○政府委員(井上清一君) 只今私手許に正確な数字を持つておりませんが、別の機会に正確なお答えを申し上げます。潜在失業につきましても、実はいろいろの調査をやつておりますけれども、なか／＼実態をつかむことが困難でありまして、先般来この失業対策審議会におきましても、潜在失業の状態をもう少しはつきりさせたいというところで、いろいろの角度から調査を進めております。なお又いわゆる潜在失業につきましては、昨年の秋以来、従来増加の趨勢にありましたこの失業者の数がやや減少又は横這いの状態を続けておりますことを申し上げられると思います。

○楠見義男君 お配り頂きました参考資料を見ればよくわかることも存じませんが、今までの失業対策審議会を改めて法律によつて、当分の間とは言いながら、やや恒久的な制度として置こうという御趣旨なんですか、そこでお伺いしたいことは、従来の失業対策審議会で、いろいろ議題となつたことが多々あると思うのですが、それらうちで、どういふようなことが実際の行政の上に反映したか、テレビカルな問題だけで結構ですが、参考のために何つて置きたいと思ひます。

○政府委員(井上清一君) 昨年の丁度今から一年前ぐらいでございますが、日雇労働者の問題が非常に各地でやかましくなりました。日雇労働者に対する対策の必要性が各方面で叫ばれておつたのであります。丁度そのとき失業対策審議会といたしましては、いろいろ各地におきます状況も調査し、又関係各省とも種々日雇労働者についての打合せもいたした結果、政府としては、日雇労働者に対する答申を出しまして、関係各省におきまして、それは労働省でございますが、これらの答申を十分参酌いたしまして、昨年度におきまして、日雇労働者の経費を増加をいたしましたのであります。第一四半期の分を第二四半期の分につぎまして支給し、第四四半期の分につぎましては、補正予算において見たというふうなことで、相当失業対策審議会の意見を尊重いたしました。政策の面にも現れたという具体的な例でございます。以上お答え申し上げます。

か。

○林屋龜次郎君 職業別です。

○政府委員(井上清一君) 今の御質問につきましては、あとで詳細に御報告申し上げます。

○梅津錦一君　その調査のときに特に考えてもらいたいのは、どういふような調査をしたか、農家の例えば七反百姓ですか、そのうち子供が三人いると仮定して、一人で七反は耕作できるから、あとの二人は完全失業者になるわけですが、こういう者が失業者に入っておらなければ非常に調査がまずいとい

思います。百姓を手伝つておるわけですから、仕事がないのだから、実際においては今後七反百姓は三人で働くだけの耕作面積がないのですから、二人が完全失業者になるわけです。こういう点、一つ説明をお伺いしたいと思います。

統計のとおり方というようなものにつきましても、今失業対策審議会で鋭意研究をしております。特に潜在失業のための小委員会を持つておりまして、いろ／＼な角度から一つ潜在失業、日本の潜在失業というものを特にはつきりつかんで、これに対する対策というものを非常に大きな失業対策の一環として考えて行きたいということをやっておりますが、まだ実は結論が出ませんのは誠に遺憾であります。できるだけ早くこれについての調査を進めたいと思っております。

○梅津統一君 非常にその完全失業者ですね、三十六万というのがどうも腑に落ちないのですが、こんな少数ではないと思うのです。政府のほう、或いはそうした審議会の調査方式が、少くしう、少くしうと考えれば、これらは幾らでも少くできると思う。これは

うようなところもよく調査を、十分外国の調査報告なりを研究されて、一つ実態を明らかにしてもらいたい、こう思うのです。

○政府委員（井上清一君）できるだけ一つ御希望に副うように努力したいと思います。

○梅津錦一君　今まで身体障害者が協同組合、或いはそういうような授産所見たいなものを作つて、国が作つておる、或いは市が作つておる、町村が作つておるものもありましうけれども、そこで作られた品物は優先的にま

を官庁では買うことになつておるわけですね。それがこの法律案で統合されると、どういふような形でそういうものが販売されるか、お聞きしたい。

○政府委員(井上清一君) 従来身体障害者製作品購買審議会が身体障害者福祉法によつて、それらの身体障害者の

たわけでありますが、これは総理府あたりが中心になりまして、十分お世話をいたしまして、廃止によつて不都合の生ずることのないようにいたしますから、この点、御安心願いたいと思います。

○梅津錦一君　そうすると、厚生省の所管事項になつて、やはり厚生省の内示のようなものを出して、結局身体障害者が結成しておる授産所系統で作られたものを官公庁においては優先的にこれを買取る、こういうようなものをやはり内示か何かすることになつておられますか。

○政府委員（井上清一君）　そうでございます。

○カニエ邦彦君 この審議会の整理に
関する法律案は、私はたくさん出ると
思つておつたのですが、これだけしか
出ないのですか。どうなつておるの
ですか。

○政府委員(井上清一郎) 各省の全部を集めますと、十五、六件になると思ひます。それで大体関係方面との折衝も終りまして、関係方面の承認もありまして、不日御審議を願ふことになるわけであります。

○カニエ邦彦君　そうすると、一括し
てお出しを願わずに、個々に一件ず
つ、そのたびに審議会等の整理のため
の特別設置法一部改正という形で、十
何回も出て来るわけですか。

○政府委員(井上清一君) 大体私どもの方針をいたしましては、全部一括とでも考えましたけれども、いろいろ不都合がございますので、各省別にまとめまして、一本の法律として御審議を願うということにいたしましたります。

○力ニエ邦彦君 今廃止をされようと

ております。

○林屋龜次郎君 失業者の数というものは、何か具体的にそこにお持ちになつておりますか。

○政府委員(井上清一君) これは統計局の調査によるものですが、労働力調査報告によります完全失業者は二十五

年十二月末現在におきまして、三十六万ということに相成つております。

○林屋龜次郎君 二十五年……………。

○政府委員（井上清一君） 二十五年の十二月末現在、三十六万です。

○林屋龜次郎君 内容別は……。

○政府委員(井上清一君) 職業別です

する身体障害者製作品購買審議会というものの設立されてから今日までの経過、どういふことを実際やつて来られたかといふことについて御説明願いたい。

○政府委員(井上清一君) 実はこの委員会は殆んど動いておりませんで、委員の任命もできていなかったというやうな状況でございます。実際上の仕事はやつておりましたけれども、殆んど有名無実であつたといふことでございまして、殆んど仕事らしい仕事は審議会としてはやつておりません。

○カニエ邦彦君 そういふことであるとする、政府としては非常に身体障害者のためのこつた委員会を作つて置いて、何もやつていないといふことは、政府としては怠慢ではないかといふこと、それからもう一つは、身体障害者に対して不親切ではないか、こつた二つの点について御見解を聞いて置きたいと思ひます。

○政府委員(井上清一君) 実際問題といたしまして、身体障害者の製作品につきまして、いろいろ買上げるというやうなことは、各府県において相当実をやつておられておまして、中央においての製作品の購買について、従来余りいへば問題がなかつたものでございまして、従つて審議会等もできなかつたが実は延び／＼になつておつたやうなわけでございます。併し身体障害者福祉法の施行に關しましては、不都合のないやうに、それ／＼各府県のほうに通牒も出しておまして、そのやうな具体的な事例が出て来た場合に処理をしようといふことになつておまして、主として各府県のほうでやつておつてもらつたものでありますから、

実は中央のほうで余り問題になる点がなかつたのであります。そのために法律にはございましてけれども、実際としては動いてなかつたといふことでありまして、ただこれができなかつたために不都合を生じた事例というやうなことは、現在までのところはございせんのでございまして。

○カニエ邦彦君 そうすると、各地方都道府県においてやつておるがために、中央ではそこまでやらなくともよかつた、又やる事情には至らなかつたといふ説明であります。地方では身体障害者に対する方法としては、一具体的にどういふやうなことが行われておるかといふことについて御説明を一応願ひたいと思ひます。

○政府委員(井上清一君) 身体障害者に対する職業補導という点につきましては、政府の指示によりまして、各府県で実際に即したる／＼な施設も持つております。又いろいろな補導をやつておるやうなわけでありまして、例えば足の不自由な方に縫い物、着物の裁断とか、裁縫の仕事をやらす、或いは判を彫る仕事を教えるとか、時計の修繕について特別な技術をやるとか、それから目の悪い人につきましては、あんま、マッサージといふやうな施設、或いは又耳の不自由な人にも同様でございますが、手の不自由な人につきましては、片手のない人

には片手で以てできる仕事、例えばミシンなんかの仕事というやうなもの、それ／＼の身体障害者の体に応じた仕事を各府県において、それ／＼計画してやつておるわけでありまして、この身体障害者の製作品購買審議会に提出される問題は、そうした各府県に

おいて身体障害者の施設、或いは又組合とかといふやうなもので以て多量に生産いたしましたものを、できるだけ一つ政府のほうで買つてやつて、そして身体障害者のいささかも生活の足しになるやうにしようといふことでございまして、現在までのところは、現在まで実際に問題としてそうたくさんさんの製品、作品といふものが、政府においてお世話しなければならぬといふほど、実はできて来ないわけでありまして、そうしたことでこの審議会が選れておつたやうなわけでありまして、少量の品物については、それ／＼各府県におきまして、身体障害者福祉法の精神に基づきまして、官庁がお世話をし、又官庁自体が買上げるというやうなことで措置をいたしておるやうなわけでありまして、又身体障害者の製作品をできるだけ世間に紹介して、身体障害者の作品を、或いは不十分なものであるかも知れないけれども、できるだけ理解と同情を以て一つ世間で評価をしてもらおうといふことで、展覧会や何かの計画もやり、一昨年でございまして、展覧会なんかは政府助成の下にやつたこともありますが、そうしたことでこの製作品の購買なり、或いはその斡旋といふやうな仕事につきましては、現在のところ支障を生じておるといふやうな事例は私はないと確信いたします。

○カニエ邦彦君 昨年度、会計年度における、二十五年年度における製作品の買上げは、大体どのくらい買上げておるのですか。

○政府委員(井上清一君) いずれ後日調べまして、お答えをいたしたいと思ひます。

○カニエ邦彦君 それから現在の障害者の数が大体どれだけあるか、全国で……。

○政府委員(井上清一君) 正確な数は後ほど御報告申し上げますが、たしか私は二十万と記憶いたしております。いろいろ程度の高いかた、或いは又そうでない極めて低い身体障害者のかたと、全部含めまして、二十万人と私は記憶いたしております。

○カニエ邦彦君 只今の説明を聞いておきますと、政府としては身体障害者のいろいろ／＼な技術的な指導とか、或いは又その他のことをやつておる。だから都道府県にやつてもらつておるだけで十分に行届いておるやうな印象を受けるのであります。併しながら我々が見ておきますと、実際は終戦五年になつておつて、まだ白い着物を着た軍人が街頭に立つて、ギターのやうなものを弾いて見たり、歌つて見たり、或いは列車の中に箱を持つて、殆んど乞食同様に、物もらひのやうに歩いて来られるといふやうな事実を未だに見るのであります。今のお話と非常にその点違ひやうに感じます。それはどういふやうなことから、これが本場に政府としてそこまで行届いておるものなら、そういうやうな現象がないはずである。ところがそういうのが殆んど辻々にも見受けられるといふやうなことでは、決して政府の身体障害者に対する施策が万全に行われておるといふやうなことは考えられない、その点どうも今の御説明と実際とが違ひやうに思ひます。どういふことですか。

○政府委員(井上清一君) 実はこれは厚生次官あたりからお答えするのが適当じやないかと思ひますが、これは政府としてもいろいろ力を入れておりますけれども、收容施設なども限りがありまして、なか／＼／＼全部入れるというわけにいかん、なか／＼／＼行届かない点もあるやうに思ひます。又、実際身体障害者に対する職業補導といふことは、言へば極めて困難でありまして、職業補導をなか／＼／＼十分にし得ないといふのがやはり現状だろつと思ひます。ところがこれは一つ今後の一般の身体障害者に対するのみならず、戦傷者その他に対しても、十分指導をしまして、できるならば一本立ちの人間として、立派に生活できるやうに仕上げるやうにして行きたいといふのが私どもの念願で、著々一つその方向でやつて行きたいと思つております。ただ身体障害者のいたしやすところの仕事に対する賃金収入といふものは、それはやはりやうやう高い金はこれせん。或いは歌を歌うとか、或いは又汽車の中で金を募集するといふやうなことは比較的容易に金を得る途でありますために、どうもあつた方面に出たがり勝ちなんでありまして、併し、まあそうした方面について補導を十分一つ私ども今後厚生当局を奮勵いたしまして、御希望に副うやうに努力して行きたいと思ひます。

○カニエ邦彦君 それから身体障害者のこつたやうな面、失業対策の今度はどうですが、失業対策をそれで以て行つて本当に効率的に動けるやうになるかどうかといふ点であります。それも結局はただこれを廃止して失業対策で以て行くといふ名前だけに終るやうなことになれば、それは意味がないと

思うのです。その点政府の信念と云うか、一つお考えを質して置きたいと思ひます。

○政府委員(井上清一君) これは身体障害者製作品購買審議会は失業対策ではございせん、中央身体障害者福祉審議会というのが厚生省にあるのです。それで以て行くわけですね。

○カニエ邦彦君 厚生省の今言われたところで以て行くとしても、そこで今言つたような結果に又なりはしないかという点なんです。

○政府委員(井上清一君) これはむしろ内閣でお世話するよりも、身体障害者をお世話しております厚生省が持つております身体障害者福祉審議会、広い意味の大きな問題を扱つております。そこで以て扱つたほうが、一層密着した関係でありますからして、製作品購買に關しましては十分な御世話ができるのじゃないか、又各官庁の連絡その他については審議会のほうに、中央身体障害者福祉審議会のほうに、総理府からも人が出まして、連絡の任に当たりたいと、こう思つておりますので、決して不都合を生ぜず、これまでよりもずつといふ形にもあり、実際の働きもできるのじゃないかと、かように考えております。

○補見義男君 カニエ君いいですか。ちよつと速記をとめるようにして下さい。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(河井彌八君) 速記を始めまして……それで只今の法律案の審議につきましては、つまり審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正

する法律案につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(河井彌八君) 最後に、派遣議員の調査報告をこの際いたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さういいたします。

三月七日から十一日までの五日間、竹下委員と私は愛知県へ出ました。そして愛知県庁、名古屋管区経済局、名古屋特別調達局、専売公社名古屋地方局、中部地方建設局、国家地方警察愛知県本部、愛知県下各自治体警察を視察したのであります。それで細かいことはそれ／＼の官庁について申し上げますが、それは速記のほうへ譲つて置まして、大体のことだけ申し上げて置きます。

第一は、愛知県庁におきましては、今日国の行政事務の地方への移譲の要望が特に高まつておることを認めました。それで政府においても行政機構の簡素化についていろいろ検討を重ねておりますので、先ず国の各出先機関の中で地方へ移譲することを可とするものはどんなものであるか。国の各出先機関の行政事務運営について改善を要すると認められるものはどんな事務があるか。又国の行政機構について地方庁として特に改善を要することを希望するものはどんなものであるかというような点から、愛知県庁においてそういう問題を調べたのであります。それから第二には、名古屋管区経済局におきましては、昨年の五月十日から今日まで、名古屋特別調達局の業務の調査と整理の監査とを実施して来ましたの

で、どれほどの業績を挙げて来たか。これらの調査や監査を行うに當つて行き過ぎと、その他やり方等につきましまして遺憾の点がなかつたかどうか。これらの調査、監査を今後引続いて実施するに當りましては、現在の定員では不足することはないかどうか。又附随の問題といたしましては、昨年の朝鮮事変勃発以来、名古屋方面における綿糸布類、つまり繊維類の不当に価格の暴騰したことに対して、どういふ措置を講じたかという観点から調査いたしましたのであります。第三には、名古屋特別調達局におきましては、調達業務がはかの一般の行政庁の業務と比較して如何なる特異性を持つておるか、又如何なる困難性がそれに伴つておるか。昨年五月十日以来、名古屋管区経済局が行なつて来た調査、監査の点に遺憾の点はなかつたかどうかという点を調査いたしましたのであります。第四には、専売公社名古屋地方局におきましては、昭和二十四年六月一日から、機構改正によつて専売機構は官庁たる専売局が廃止されて、公社として新たな姿で発足することになったのであるが、専売収入の点、職員の仕事能率の点等、今までの実績において従来より改善せられておるかどうか。又専売制度に關するこの機構改革を果して適当と認められるかどうかというような点から調査して参つたのであります。第五には、国家地方警察愛知県本部と愛知県下の自治体警察につきましましては、国家地方警察と自治体警察との間に、警察事務の執行について如何なる連絡がとられておるか。自治体警察の警察力の弱体性はどんな状況であるか等の観点から調査したのであります。

す。なおそのほかに中部地方建設局に参りましたが、そのとき局長は上京中で不在でありまして、十分な説明をする人がなかつたのでありますから、まあいろいろ質疑はいたしました。省いて置きます。なおこの出張の機会に、小牧の飛行場、岐阜のキャンプ、進駐軍のキャンプ、名古屋港、中部日本重工業株式会社名古屋製作所の本部及び大江工場、それから日本陶器株式会社工場等へ参つて、主として名古屋特別調達局の需品、役務等の各種調達業務の実情を視察したのであります。大体そういうことをいたしましたのであります。例えば愛知県庁であるとか、名古屋管区経済局であるとか、名古屋特別調達局であるとか、或いは日本専売公社の名古屋地方局であるとか、或いは国家地方警察、それから地方自治警察の状況等につきましては、これは報告書を速記録に掲載することにいたします。これで第一班としての私どもの実地調査の報告を終ります。

○梅澤錦一君 第二班の報告を申し上げます。主として東北方面の仙台地区を中心にしての出先機関を廻つて歩いて来たのであります。私と松平兩委員並びに藤田専門員は二名を同伴いたしました。三月六日の日に東京を出発して、七日から十日の日の予定でありましたが、一日遅しまして、十一日に亘る五日間、仙台地区に在る特別審査局東北支局、それから管区経済局、それから管区特別調達局、警察予備隊、それから第二管区海上保安本部、これは合計でありましたが、特に一日延ばして、東北地区にある水産研究所を見とくれという水産研究所のほうからの

たつての要望がありましたので、水産研究所を調査に行つたわけでありまして。なお「かき」の種ですか、種「かき」を輸出する丁度作業中でありましたので、野々島という松島湾にある支所、野々島支所へ参りまして、「かき」の養殖乃至輸出に対する状況を視察いたしました。そして、宮城県庁を訪問しました。が、県庁における業務実態は所管外でありますので、特にそうした出先機関を中心に視察をして来たわけでありまして。以下順を逐うて調査内容を御報告申上げるのであります。

特別審査局東北支局は、昨年八月ポ政令即ち法務府設置法の一部を改正する政令第二六三号により、公職追放及び政党、協会その他の団体の結成禁止に關する寛書並びにその後発せられた補足指令の命ずることを実施するために、全国九地区に設置された出先機関の一つでありまして、予算定員は東北支局の四十九名に管内各県駐在官十五名を併せて六十四名であります。特別審査局は業務の性格上、職員の採用については特に思想関係等極めて慎重なる注意を要するために、多くは縁故関係等を通じて、安全確実なる者を採用するといふ建前をとつておるので、職員の充員については相當の苦心があつたといふことでもあります。又特審局の業務は常時第一線の活動を必要としてをり、且つ暴力団体の解散等の場合は身辺の危険も少くないのであるにかかわらず、職員の待遇問題については国家地方警察、自治体警察等の特別職の職員と比較して、待遇の改善を考慮する必要があるといふ点を強調しておるのであります。なお現在事務官一人当りの月額旅費が僅々三、四千円程度で

公職追放者の監査業務は、県に委任して県の調査課で行なつてゐるのでありますが、県は管内の各地方事務所に要員を配置してこれに當つてゐる、ただこれら職員の仕事は知事の監督下にあるではありませんが、事務の運営については一切特番局の指揮監督を受けてゐるという実情で、県の一般吏員との間に寒冷地手当とか、ベースアップ等、いわゆる待遇問題の点で不満の声があるようであり、又県側としても、現行の制度には不満があるようであります。公職追放該当者の監査の行動については、その追放該当者が知事との個人関係等がある場合には、監査の実施の上に往々にして公正を欠く嫌いがあるといふことは、やむを得ないと称してゐるのであります。

経済調査庁系統の特別調査局業務の監査状況について説明を聴取したのであります。特調業務の調査結果について

ては、昨年十一月以來、兩機關の關係官が相會して調査結果の具體的な事例について種々協議を試みた結果、特調課側として改善すべき点を明らかにし、その実施に努力しているようでありまゝす。特別調達局の業務は漸次事務に習熟して來ていることと、近來事務処理の上に軍側から大分自主性を与えられて來ている關係もあつて、終戦直後の兩三年當時と比較して著しく改善されて來ているものと思われるのであります。特調業務の監督結果についてこれを概観しますと、需品關係で非難される点は、何と言つても業者の選定方法がまだ一部特定業者に限られている傾向があつて、門戸開放、機會均等の主義が未だ徹底されていない憾みがあるやうに、業者名簿が整備されておらず、納入実績のある特定の業者が選ばれるやうな傾きがあるやうであります。従來支払が遅延しがちなため、小規模の業者は資金逼迫の關係もあつて漸次落伍して行き、自然大きな業者に独專される傾向があるやうであり、又急速に軍の需要に応じ得るということが第一の必要條件となるために、勢ひ需品の價格がルーズになり、ひいては国費の濫費を招くという結果になる。三沢監督官事務所のごときは、或る特定の商社と一括契約を行なつてゐるという事例もあつたやうであります。又地方における需品契約は金額が五万円に制限されているにかかわらず、五万円を超過する場合は契約を幾つにも分割して形式を整えるということになり、制限額を設けているということも、ただ形式

だけで有名無実の場合が多いようです。

次に、工事関係では、土建業者が接待費に使用する金額が莫大なものであり、進駐軍関係の工事は軍側の厳重な監督、而も短期間に竣工を要する場合が多く、且つ調達局及び監督官事務所の監督又はその仲介を要する場合が多いために、これら関係者に対する土建業者の接待費、褒励費或は寄附、協力等の形で、監督官事務所の修増築、補助員、使用人等の給与、宿舍の斡旋等に投ずる経費が勢ひ工事費の見積の中に含まれることになるわけであります。土建業者の消費した雑費を調査したところによりますと、請負額の七・三％或は九・二％、営業費中に占めるその割合が一三％或は一九％にも上るという実情で、一般民間工事や公共事業の工事等とは比較にならぬものがあるようであります。経済局の見解によれば、特別調達局関係の工事請負業者が、前述のごとき接待費、褒励費、寄附、協力等をして、なお多額の利益を得るを上げているというわけは、特別当局の積算の甘さと監督のルーズさから来ているということでもあります。又役務関係については、特別当局の責任である業者の選定、作業の取締、役務の検査、格付等が軍側の意向によつて左右され、制約されることが多いために、業者は巧みに軍側と直取引をして、特別当局を牽制し、不当の利益を獲得せんとする傾向があるということであります。

仙台特別調達局は、局長官房のほか五部(総理、契約、技術、促進、監督管財)十八課に分れており、三月一日現在の職員数は事務官一九八名、技官

一五九名、雇傭員三〇五名、合計六六二名であつて、定員より十六名少ないが、近く採用予定の者が十三名あるから、ほぼ定員一杯の職員数であるとのことであります。仙台特別調達局の管轄は東北六県及び新潟県であり、各県及び主要の地に計九カ所の監督官事務所があり、なかんずく三沢、八戸、山形の三監督官事務所は所管事務が大きいです。又仙台特別調達局においても連合国軍人等、住宅公社の支部があつて、管内八カ所にすでに建設竣工を見た住

宅があるが、現在利用されているものは僅かに総体の五分の二に過ぎないとのことであります。特別調達庁の事務は近來職員が事務に習熟して来ていることと、米軍側が特庁の業務運営に相当自主性を持たして来ているせいもあつて、概して業務の取扱振りが改善されて来ているものと認められるし、曾つて支払遅延の点で悪評があつたようでありますが、現在は支払事務改善のために、特に支払促進の係を設けて内外の連絡に努めているというふうで、支払の面は著しく改善されておるようであります。

次に、特別調達局の業務の監査は、現在五系統の検査を受けている、即ち(一)、進駐軍の検査、(二)、会計検査院の検査、(三)、財務局の検査、(四)、特別調達庁本庁の検査、(五)、経済調査庁の検査で、而も右の検査に立会う特別調達局の職員は概して主任級の幹部職員であるから、このため日常の業務に相当支障となる点があるようであります。今昭和二十五年の受験状況を見ますと、会計検査院の検査は、仙台市における特別調達局を初め、出先七カ所に

亘る検査を通じて、延べ百四十八日間、これに対し特調側の関係者は延べ二千二百三十二人であり、経済調査庁の検査は需品、工事、役務、解除物件を通じて、延検査日数二百二十日、これに対する特調側の関係者は延べ九百三十五人であり、仙台財務局の検査は延日数二十日間、これに対する特庁側関係者は百六十八人で、以上三者の検査に立会つた特庁側の関係官は延べ三千三百三十五人の多きに及んでゐるのであります。

警察予備隊は、仙台市の東南約四十キロ、船岡町にある元陸軍火薬廠跡の建物に駐屯している。警察予備隊は千葉部隊長（二等警察正）の下に隊員約二千名、米軍の将校少佐級が二名、アドマイザーとして常駐しており、その配下には同じく米軍下士官級の者数名がおつて、部隊の修練作業等を指導しているのであります。この米軍人と部隊員の間には多少意思の疎通しない面もあるようではありますが、千葉部隊長はカトリック信者であり、人柄も温厚で、その間円満に調整をとつているように見受けられたのであります。警察予備隊の開設後日が浅いせいもあつて、船岡キャンピングの諸施設は未だ整つていない感が深く、部隊訓練の敷地として近接の丘陵に沿うた沼沢地約四、五千坪の埋立てを終つて、目下地固めの工事中であつたのであります。たまたま昼食の時間に会い、一行は希望して部隊員と部隊員の食堂で会食する機会を得たのでありますが、食卓を共にした部隊員は約五、六十名で、いずれも下士官に相当する下級幹部の者で、食後自由懇談の形で隊員の希望、所感等を聞いたのでありますが、その一、二

を御紹介しますと、一、新聞雑誌等その他読書室の設備が欲しいということ。一、娯楽室或いは映画室等、いわゆるリクリエーションの設備が欲しいということ。一、被服、靴下等は現在至つて粗末なものであるが、靴下のごとき消耗の甚だしいものは、もう少し支給をよくして欲しいということ、昨年九月から現在まで七カ月の間に配給を受けた靴下はたつた二足であつて、隊員は多く私費で購入して補給している状況であることとあります。

又計理班長をしている一幹部隊員の言によると、部隊における大小各種の施設等を行うについては、一々中央本部に上申して、その許可を受けなければ処理し得ない制度になつてゐるが、これは各駐屯部隊に割当てられてゐる予算の範囲内で、現地調子が容易にできるような便宜措置の途を開いて欲しいとのことであり、又部隊員の食事の献立はすべて中央本部よりの指令献立によつて調理してゐるという、食器類は皆簡素な金属性の器で衛生的にできないものと思はれるが、隊員の主食（一配給量の約六割増という）は麦飯で、その量は割に少量であると思はれたこと、又副食も馬鈴薯と生揚げの煮付けが一皿であつて、カロリー計算の点ではわからないが、極めて簡素な内容であると思はれたのであります。

第二管区海上保安本部は塩釜に本部を置く、第二管区海上保安本部の管轄水域は東北六県の周辺即ち太平洋、日本海に亘つて約一千哩であつて、北海道の第一管区に次ぐ長い海岸線を有しているものであるが、日本全土から見れば、北海道と西日本という重要地区の中間にある關係で、不法入国等の悪質

犯罪は少く、昭和二十三年本部の開設以来、不法入国を逮捕検挙したという事例はないこととあります。同本部の定員は、現在陸上勤務者三百七十二名、海上勤務者三百七十七名、合計六百七十九名であるが、業務の内容から陸上事務要員の不足を訴へてゐるのではありません。陸上本部職員は超過勤務は月平均六時間を超えてゐるものであるが、給与面は予算の關係で二十時間分、金額にして九百円程度を支給してゐるに過ぎない現状であることとあります。海上保安業務の改善の点で管区本部の要望してゐるところは、(一)、定員の増員、(二)、東北地方沿岸の特異性に対する海難救助施設の強化、(三)、地方海難審判庁の設置、(四)、職員宿舎の設備、(五)、海上保安官に対する被服官給の改善等を挙げてゐるのではありませんが、特に海難救助施設の強化は優先的に考慮されるべきものと思はれたのであります。現に第二管区における海難救助の実績を見るに、昭和二十五年一カ年において、難破船の数は四百五十七隻、損害見積金額二億三千六百五十万円であつて、四百五十七隻の難破船中保安本部が救助に着手し得たものは僅かに十九隻であるとのこととあります。これが対策としては、第一に海上保安本部の基地を増加すること、航路標識を整備すること及び現在配属されてゐる老朽巡視船艇に換へて、相当な荒天にも長時間行動し得るような大型巡視船の増加配置が必要であり、又燈台の増設及び遭難船の捜索のために、航空機の使用が可能になれば格段の効果を挙げることができるとあらうと稱してゐるのであります。これは人命の救助と国家財産の喪失を防

止する上に真に輕視し得ない重要な施策であると思はれる。又民間の水難救済会のごときは、世相の変遷に會つて昔日の面影なく、微力なものとなつてゐるということとあります。海上保安庁の資料によつて、昭和二十五年一カ年間に於ける日本の全水域に亘る海難発生救助件数を見ると、海難発生件数は計二千九百三十三件（汽船千三百三十四件、帆船千四百七十九件、汽船千三百三十四件、帆船千四百七十九件、汽船千三百三十四件、帆船千四百七十九件）となつてゐるが、救助件数の方を見ると、その総数は八百七十七件（内訳海上保安庁救助六百六十件、民間救助六百八十七件その他三十件）で、救助率は六〇％にとどまつてゐるのであります。

塩釜にある第二管区海上保安本部を視察したついでを以て、同地にある水産庁の附属機関たる東北海区水産研究所を視察したのであります。この水産研究所は従来の農林省水産試験所が八海区分散されて設けられたもので、東北海区水産研究所もその一つであるのであります。この水産研究所が實際発足したのは昭和二十五年年度からであり、現在極めて小規模のものであります。所長初め水産関係の専門の学者が集まつており、現在この研究所が担当してゐる主要課題は「さんま」と「かつて」の研究であります。近年我が国の沿岸漁業はいわしの不漁問題を始め水産界にさまざまの問題を生起してあり、漁民の死活問題、国民の蛋白質供給源としての水産漁獲物の問題がやかましく論議されてゐるが、漁民の指導、水産業に関する諸施策の問題は、勿論飽くまでも科学的研究を基礎とすべきであることは申すまでもない

のでありまして、それにしては現在のこの水産研究所の組織、経費等を見るに、如何にも不備不徹底なものがあると思はれるのであります。東北海区水産研究所は、所長の下に資源部、増殖部、利用部の三部があり、八戸港に資源部の出先として支所があるものであります。通じて職員数は四十八人、経費は昭和二十六年年度予算によれば二百七十六万六千五百円であり、人員、経費共に不足のために十分な研究ができず、漁民の要望に應ずるには余りに貧弱な状況であつて、研究所の当局はいずれも専門家、学者であるために、ただ許された人員と経費の範囲内においてそれぞれ良心的に熱心に勉強してゐるようでありまして、人員経費共に現在の約七、八割見当は拡充してやる必要があるようであります。これは同水産研究所の調査研究による一見解であります。近年沿岸に來遊する「まいわし」群が急激に減少して、殆んど絶滅に近い状態であると憂慮されてゐるが、一方遙か沖合の「かつて」漁場には「かつて」の游泳が頗る多い事実から見ると、近來寒流勢力の発達によつて「まいわし」の産卵区域が沖合に移り、沖合に多量に洄遊してゐるということが想像されるので、従来の漁法を改め、沖合で漁獲し加工する「いわし」工船漁業なども新たに計画されるべきであるということとあります。要するに終戦後我が国の水産業界は引揚者或いは他産業の失業者等を吸収して、その数においては一段と態勢強化の状態にあるが、徒らに旧來の漁法、加工技術等の枠に閉じこもつて自縄自縛のままに放置すべきではなく、積極的にこの種研究所の科学的調査研究を推進

せしめて、漁法技術の改善發展を図るべきであらうと思はれるのであります。

時間の都合で、県庁訪問は極めて短時間佐々木知事、崎田副知事等と會談した程度でありまして、格別御報告するような案件はありません。現在宮城県庁として特に委譲を希望してゐる出先機関としてはなく、県側の意向として話に出た一、二点を御紹介しますと、一、特別調達庁の下請業務はこれを完全に県の事務として県に任せると、若しくは特別調達庁の直営事務として欲しいこと。これは県の渉外第二課約二百名の職員が終戦処理に關する特別調達庁の仕事を担当しており、管内四カ所の渉外管理事務所（職員百四十人）は知事の監督下にあつて、身分は知事が持つてゐるが、仕事の実体は特別調達庁の指揮下にあつて、主として役務關係の仕事をしてゐるので、県としてはむしろこれを特別調達局の直轄事務に移すようにするか、或いはこの仕事を全面的に県に移管して欲しいというのであります。

米の供出に關する府県別供出割當については、概して東北地区の各県割當は関東以西に比較して加重の感じがする、食糧事務所や統計調査事務所などは廃止されても別に支障はないというのであります。なお今回の視察に際して、それ／＼出先各機関から若干の資料を入手しておりますので、必要に応じて御覧を願ひたいと存じます。

以上を以て報告を終ります。

○委員長（河井彌八君） 内閣委員会はこれを以て本日は散會いたします。

午後三時六分散會

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 梅津 錦一君
委員 郡 祐一君
横尾 龍君
カニエ 邦彦君
楠見 義男君
林屋 龜次郎君

政府委員
内閣官房副長官 井上 清一君
行政管理庁 中川 融君
管理部長 柳澤 米吉君
海上保安庁長官 杉田正三郎君
事務局側
常任委員 藤田 友作君
常任委員 友作君
常任委員 友作君
常任委員 友作君

〔参照〕

第一班視察報告

(一) 愛知県庁

愛知県庁においては主として行政事務の再配分に関して意見を求めたのであります。その結果県庁側の意見として明かとなつたことは地方自治の本旨に則り地方団体の能力及ぶ限りにおいて行政事務を国から切り離して地方団体へ移譲してもらいたいという点にあるのであります。即ち今日一般に地方団体で扱つておる事務には国の事務のうち地方団体に委任し又は地方団体の長に委任する所謂団体委任事務、機関委任事務が多く、これに反し所謂地方団体の固有事務と考えられるものが極めて少い。而してたとえ、地方へ事務移譲が行われておつても運営上においては国の強い拘束が加えられておつて

地方側の自由とはならない。県庁側の説明によれば昭和二十四年度の県予算は九十億円であつたが、このうち八十五億円の支出は法律政令による国の強い指示や国の補助金政策によつて拘束を受け残りの僅か五億円の程度が県の自由な便途にあてられるといつた状態であるということでありました。このような実情を改めて行政事務をできる限り地方に移譲すると共に国の拘束から切離してもらいたいというのが県側の主張なのであります。それと同時に、このような考え方を基礎として国の地方出先機関も今後更に整理してもらいたいと主張しておるのであります。

即ち地方出先機関の行つておる事務のうちには地方住民の利益と直接に結びついて当然地方の事務とすべきものと思われものが多いためならず、これら出先機関の事務が地方団体の事務と競合して二重行政となつておる面が多いのである。地方分権の立場から考えれば国の出先機関のうち現状のまゝに止めらるべきものは司法機関、国税徴収機関並びに国有鉄道、電信電話郵便等の公企業関係機関のみであつて、それ以外はすべて廃止して地方団体の事務に移譲すべきであるというのであります。

而して県に移譲すべきであると県の主張する国の出先機関の主なるものを次の如く挙げておるのであります。

大蔵省関係では
東海財務局(職員現員二七四人)
農林省関係では
愛知統計調査事務所(三九二人)

愛知食糧事務所(九〇〇人)
京都農地事務所建設部(一二二人)
名古屋営林局(二二〇八一人一部移譲)

通商産業省関係では
名古屋通商産業局(七〇七人)
運輸省関係では
名古屋陸運局(一九七人)

東海海運局(二二一人)
労働省関係では
愛知労働基準局(三五八人)
公共職業安定所(四九四人)

建設省関係では
中部地方建設局(一八六八一人一部移譲)

経済安定本部
名古屋管区経済局(九八八一人一部移譲)

以上の如く国の出先機関を県側に移譲すべしと主張するのであります。が、それと共にその裏付となる財源の移譲をも主張しておるのであります。従つて若し財源についての考慮が払われないのであれば事務移譲はむしろ御免を蒙りたいというのであります。而してそのように申すについでの実例が過去においてもあつたといふことでもあります。即ち一昨年商工資材事務所及び農林資材事務所が廃止されて県に移管された当時、これらの職員を夫々四十二人、四十人を県の経済部及び農林部へ引継いでもらいたという政府の要請があつたが、県側においては経済部は精精二十人引継げば事足りるし、農林部は一人も要らないといふことを主張した。ところが政府側は補助金を出すから全員引継いでもらいたといふことと結局、商工資材事務所は右に述べた四十二人の要求のうち三十人を、農林資材事務所は四十人の要求のうち二十三人を県に收容することで落着き、而して全然事務上支障が起つておらない。ところがその後二十六年より政府からの補助金は打ち切られてしまつた。要するに県では、こういう事務移譲のやり方はやつてもらいたくないのであつて財源の裏付のある事務移譲を要求するのである。而して国の出先機関の職員を全部引つがなくとも事務上支障がないといふことは、結局、現在の出先機関の事務能力が低いことを物語つておる。大要以上のような意見が述べられたのであります。内閣委員会と致しましては、かような点については今後なお研究を要すると思つておる。即ち地方自治と申しまして結局は、近代統一国家の下におけるところの地方自治であつて、結局は国家全体の立場よりみて凡そどの程度の地方自治が行政運営の上から又行政民主化の上から妥当であるかといふ点に問題が存すると思つておる。而して、内閣委員会としては、今後このような考え方を基礎として具体的に個々の行政事務について検討を加へ慎重を取扱いを致す必要があろうかと思つておる。

定本部の地方出先機関であります。が、監査部と監察部とが経済調査庁の地方出先機関であります。而してこの管区経済局の下部機構として地方経済調査局が設けられてあります。が、その置かれておる地域は愛知、静岡、三重、岐阜、富山、石川の諸地方であります。

これらの職員の定員は、管区経済局は百五名、地方経済調査局は合計三百二十四人、従いまして定員総数は三百二十九人でありまして、現在員は、管区経済局は九十八人、地方経済調査局は合計二百十五人、合せて現在員総数三百十三人でありまして、而して、現在員総数が定員総数を下廻つてゐる理由は、定員を今後更に削減される予想であるのでこれ以上新規に採用しえない等の事情にあるからであるといふこととあります。

名古屋管区経済局においては主として名古屋特別調達局に対する調査と監査の状況並びに、その調査、監査の方法について調査いたしましたのであります。

先ず名古屋管区経済局が昭和二十五年五月十日より今日まで特別調達局の業務の調査及び経理の監査を実施した結果、次のような点が明かになりました。即ち、特別調達局において、隨意契約の非難をさけるため、見せかけの見積合せをして、實際は隨意契約をしておるか、サブライヤーの中間搾取りがあるとかの問題も見受けられるけれども、概言すれば、このような事件は比較的少く、それよりは、むしろ特別調達局職員が職務に対して熱意が不足して

おるため、事務上の誤りがあるとか、不注意による相場価格の認識誤りがあるとか、ということの方が多いいということであつたのであります。即ち、需品、工事、役務についての契約件数百十二件、契約金額七億四千七百九十九万円のうち三十九件、五億九百七十七万円を調査対象として、調査監督を行った結果、国費の損失を防止し得た金額及び適切に業務を執行し得たならば、国費の損失を防止しえたと思われる金額が合計して十五件、三千八万円の額となり、調査対象に対して六%の率の額となつておるといふことであつた。なお、特別調達局と業者との間の贈賄関係は全くなく、請負業者としては、従来に比し良好の者が残つておるといふことであつた。

更に経済調査庁の監督方法が不当に手厳しいという点はないか、またそのことが特別調達局の事務運営を萎縮せしめる如きことはないかという点について名古屋管区経済局側の説明を求めたのでありますが、経済調査庁の業務監督の目的は業務の運営が合理的に、且つ能率的に行われておるかどうかという観点より調査するにあるのであつて、不正行為、非行事件の摘発は主たる目的ではない。従つて例えば、監督の開始に当たつては必ず調査責任者が出向いて調査の目的、範囲、期間等について詳細説明をし打合せを遂げるのであるから、特別調達局側の予期しない時に監査を実施するといふことはなく、この点については、特別調達局の業務運営に支障のないよう特に考

慮を払つておる。また調査官の態度についても相手方を被疑者扱にするが如きことは厳に戒めておる。経済局は警察出身者が多いため、検査官の如き態度をとる者が多いとの非難もあるが、警察出身者は管区経済局の下部機構である地方経済調査局には、職員全体の二〇%位おるが管区経済局には極めて少い。更に又名古屋管区経済局の職員の素質は官庁の中でも最も高い水準にあり、職員総数の三分の二は二級官であつて、大半が専門学校以上の教育を受けておる。なお、調査、監査は三班を組織し、一班六人の手で進行するのであるが、調査官が調査の結果改善を要する事項を発見した場合は必ず相手方と懇談会を開いて相互の誤解をさけるため詳細に亘つて話し合い、双方納得の上で改善事項を決定しこれを公表することにしておる。

以上の如き説明でありました。これらの点は名古屋特別調達局においても大体認めておるところであつたのであります。なお、かくの如くにして双方懇談の結果、公表された非難事項のうち一%位(数字の誤りを入れると五%位)は経済局側の調査誤りであつたといふことでありました。

凡そ以上の如くでありまして、名古屋特別調達局の業務は他の調達局に比べると概して順調に運営されておる、特に終戦後と比べ今日においては改善の跡が顕著であつて、経済局において監査の結果、犯罪を構成するが如き事犯は一件もなかつたといふことでありました。

以上が名古屋管区経済局の、名古屋特別調達局に対する調査、監査の大要であります。なお、右の外名古屋管区経済局及び地方経済調査局においては現在の定員にて業務の遂行上支障はないかという点について調査したものであります。その結果、当局より経済調査事務は特殊な専門的知識と事務上の高度の技術とを必要とするので、職員が多ければよいというわけのものではないが、現在の定員では仕事に極めて過重となつておる実情にあるから、少くとも旧定員までは増員をしてもらいたいという強い要望があつたのであります。即ち管区経済局の現在定員百五十五名を旧定員百二十一名に、また、地方経済調査局の現在定員合計二百二十四名を旧定員三百三十六名に増員してもらいたいといふのであります。

また、昨年六月二十六日の朝鮮事変の発生以来、名古屋地方における綿糸布等の不当な価格の高騰に対して名古屋管区経済局が如何なる措置をとつたかという点について、調査をいたしましたところ、昭和二十五年八月の閣議決定「暴利等取締対策要綱」に基いて恩恵取引の横行していた繊維類の一斉取締を行った。即ち綿糸一捆公定価格六万五千円のものが一時期三十万前後に騰貴していたのであるがこれを国際相場十三万円程度を標準として取締つたといふこととであります。而してその結果、業者間に異常な反響を呼び、業者の自虐と相俟つて相場は低落し横這状態を呈するに至つたので、昨年十月以降は一斉取締態勢を中止し、その当時に調査中の事件を中心として個別

的に悪質行為を取締る方針に転向したといふことでありました。

(三) 名古屋特別調達局

名古屋特別調達局はその内部々局として他の特別調達局と同様、局長官房、経理、契約、技術、促進監督及び管財の一官房及び五部があり、その下に全部で十六課が置かれております。この外監督官事務所が四ヶ所あるものであります。而してこれらの職員の定員総数は三百六十人、現在員は三百五十五人でありまして、特別調達局のうちでは機構も小さく定員も少い方でありまして、その行つておる任事の内容は他の調達局と同じく一、所管地域内占領軍の家族住宅、兵舎、各種軍機関の庁舎その他諸施設の建設、設備及び維持修理

二、占領軍の要求する諸物資の納入及び各種役務の提供

三、占領軍の要求する不動産の接收及び接收解除並びに解除に伴う補償

四、解除物件の処理業務等でありまして、この外連合国軍人等住宅公社名古屋支部として七十七戸の管理業務を行つておるのであります。

然らばどれだけの量の仕事をしておるかという問題でありますが一、昭和二十五年に名古屋特別調達局で受けた調達要求件数は需品、役務、工事、不動産を合せて約八百件であります。

二、契約関係については

イ、契約完了件数及び金額 三千五百八十八件、十五億五千三百万円

ロ、未完了分 百四十五件、三千

五百万円

ハ、解除物件処理に関する売却契約 八百二十四件、三千五十八万円

ニ、住宅公社関係 七十七戸、二億四千二百万円

これはすべて契約完了し又工事も完成しております。

三、経理関係(二五年二月末)

支払件数 三千二百二十一件

金額 十二億三千五百万円

なお、この外使用解除財産補償及び調達局の業務執行に伴う補償の仕事を行つておりますがその金額等は省略致します。

大要以上の如き仕事をしておるのであります。その個々の業務状況について詳細に説明を受けたのであります。調達業務が軍と関係をもつておりますので極めて複雑であり、且つ困難であるため、調達局は、これら調達事務を処理するに當つて一般の行政庁には見られない苦心を払つておるといふこととあります。而してその原因が結局次の点にあるといふのであります。即ち

一、終戦処理に関する予算の執行が日本会計法規によつておるが、調達は準戦時体制にある軍の意図の下に行われておるため、その間の調整が困難であること。

二、軍制における人事異動に伴う業務引継が不十分であるため業務遂行上困難となつておること。

三、軍指令の改変が激しいためこれに即応する業務処理が困難であること。

四、その他軍中央の指令が発せられた場合、これが日本の行政庁と軍

の末端に到達するまでに生ずる時間的ずれのため業務処理上不一致を来してゐること等

このような事情のため業務遂行上、円滑なる取運びがまゝ欠かれることになるのであります。然し乍ら他面、また事務の手續き及処理等について当局としても幾多改善を要する点も認めなければならぬが、一般に、経済調査庁の指揮するが如き非行が全部は行われておらないものと思ふことではあります。これら点については名古屋管区経済局も、ほぼ認めておるところでありまして、名古屋特別調達局の業務状況は他の特別調達局と比較すれば確かに良いという批評であつたのであります。私共はこれらの点について具体的に詳細に、説明を受けた結果、ほぼ了解を致したような次第であります。

最後に特別調達局側より次のような要望がなされたのであります。

その一は特別調達庁の将来に関する問題であります。即ち講和條約締結後においても米軍の国内駐屯が続き且つその調達要求も引続き行われるものとすれば諸種の事情を考慮するとき、その調達は日本政府を通じて、而も政府の一元化された調達機関によつて行われることが望ましいこと、而して特別調達庁としてはこの調達機関として従前の如く存続することを強く要望してゐることあります。更に全国特別調達庁職員労働組合名古屋支部を代表して支部長より、従業員が将来における身分の不安定を極めて深刻に懸念してゐる旨を訴えて右同一趣旨の要望が述べ

べられたのであります。その二は特別調達業務に対する検査及経理監査機関の一元化についての要望であります。即ち

(イ) 現在においては、監査調査は極めて重複して行われており、例えば、大蔵省、会計検査院、本庁、経済調査庁の監査、調査が行われ更に軍側の厳重な監査調査が加わつてゐる。而して本庁、経済調査庁、会計検査院だけを上げても名古屋特別調達局の管内に参つた検査員は五百五十七人であり、その延人数は五千三百四十五人である。従つてこれを受ける特別調達局側では十七、八人が毎日これに掛り切りである。経済調査庁の監査だけでも職員延二百三十八人が掛ることになる。

(ロ) 経済調査庁の監査方法は概して指導的でない。例えば仕事のあら探しをする。傍証固めをする。業者のきき込みをする。一部の監査、調査の結果を以て、直ちに全体的結論を出した報告をする。而もその一部たるや経済調査庁側の誤解である場合が多い。尤も名古屋における監査においてはこのような傾向は少い。たゞ一例として名古屋調達局において洗濯料金の安い業者を全然度外視して料金の高い白洋舎と契約をしたという報告が先般経済調査庁から参議院に對して為されたので、名古屋調達局として、その点を調査したところ、その業者は経済局で報告した如き安い料金を示したことはなく、結局、その業者も白洋舎と同様の料金を示したということがあ

りました。以上の如くであるから特別調達業務に対する検査及び監査機関をできる限り一元化し且つ合理的な方法において検査が行われるよう要望したい、と、このような要望が述べられたのであります。

(四) 日本専売公社名古屋地方局

日本専売公社名古屋地方局について調査いたしました結果を御報告する前に日本専売公社の成立の事情及びその性格を簡単に申し上げます。

御承知の如く、日本専売公社は昭和二十三年七月マツカーサ元帥の内閣総理大臣宛の国家公務員法改正を要望した書簡の中に専売事業の改組についても示唆があつたので、大蔵省の外局から公共企業体としての公社に改組せられ、昭和二十四年六月一日に日本専売公社として発足したものであります。

ところで名古屋地方局では、従業員数は本年二月現在で名古屋地方局三百三十一人、愛知県支所合計が二百二十二、三重県支所合計百七十五人、岐阜県支所合計百六十七人、静岡県支所合計九十九人、総計千三百二十三人、その管轄区域は愛知県、三重県、静岡県、岐阜県に亘つておりまして、支局が四カ所、出張者二カ所、工場二カ所、再乾燥場が一カ所計支所数四十九所あるのであります。

次に仕事の内容であります。たばこ、塩、粗製しう脂、しう脂、脳原油の生産、製造、販売でありまして、これらの状況を簡単に申し上げますと、たばこの販売目標は、昭和

二十五年度において約百五十五億円、二十四年度実績は百四十八億円でありました。たばこの製造目標は、専売基金に対するたばこの数量が中央で決定され、然る後割当てられてくることでもあります。塩の販売状況は昭和二十四年度実績では大抵五億九千万円、更に粗製しう脂、しう脂、脳原油の生産状況は金額にして昭和二十四年度八百八十万円ということでありました。

次に専売事業の予算の点であります。昭和二十五年予算は歳出約二十五億円、歳入約七十億円であり、金として歳出入の差額は専売基金として国庫に納入されるわけであり、また、歳出二十五億円のうち職員給与額は二億五千万円であるということでありました。

名古屋地方局の業務内容は概略以上の如くであります。専売公社の運営方法については地元当局より強い要望が述べられたのであります。その要旨は次の如くであります。即ち公社となつて性格が変つたけれども、仕事のやり方、会計経理等運営方法は従来と異なるところはない、例えば、予算は政府によつて押えられ、取上げられてしまふ、つまり、独立企業体としてのいわば「うまみ」というものが全くなく、そのことが企業の能率増進を著しく阻害してゐる実情である、従つて他の事柄は別として、業務能率が上つた場合にはそれに依つて幾分か利益留保を認めてもらいたい。殊に専売公社職員の給与水準は国家公務員の水準を下廻つてゐるものもあると言ひ実情にあ

るのであるから、この利益留保が認められるならば、給与の方にその一部を廻すこともでき、業務能率の上に着しく役立つことにもなる、以上申述べた点が局長以下の職員から強く要望されたのであります。

(五) 国家地方警察愛知県本部、名古屋警察署

最後に、愛知県国警本部及び名古屋警察署について調査した結果を簡単に御報告申し上げます。先ず愛知県下における警察署数及び警察官数であります。国警は警察署数十七、警察官数定員九百二十八人現在員は九百二十一であります。自警においては、警察署数七十六、警察官数定員五千三百九十三人、現在員は五千三百十三人あります。

国警愛知県本部において調査した結果を申し上げますと、現在の警察制度は全体として従来よりも機動性が乏しく、従つて犯罪検挙率が著しく低下してゐることは否定しえないところであつて、この点は今後十分検討されなければならない問題であるが、愛知県国警本部では、これら警察制度の欠陥を補うため、毎月一回、国警、自警を通ずる県下警察長会議を開くことによつて、国警自警相互間に緊密なる連絡をとることにして、現在のところでは比較的に円滑に運営されてゐる、治安維持上、さしたる支障は予想されないといいことでもあります。なお警察官の素質は、終戦後暫くは極めて悪かつたが、漸次良くなつてゐる。警察官の学歴は調査については、新制高校卒が半数で、他の半数は小学校卒である、而して学力は別としても常

識水準は余程高まつてきておるといふことではありません。

次に名古屋警察署においては、名古屋市長警務委員、名古屋市長を初め県下各市警署長が参集いたしまして、それらの人々から、目下政府において立案中の警察法改正問題に關連して、自治体警察を現状のまま存続してもらいたいという意見が強く主張されたのであります。

名古屋自警当局の説明によれば、往々問題にされる自治体警察の無能力ということとは、少くとも愛知県における限り根拠のないところであり、むしろ住民と密接に結びついておる民主的警察として優れた活動力をもつておる。

例えば犯罪の検挙数をみても、昭和二十四年度においては被害の届出のあつた件数二千二百二十件に對し検挙件数四千五百七十五件、検挙率百八十七・七、昭和二十五年度においては届出件数一万二千五百三十一件に對し検挙件数四千二百五十九件、検挙率三百三十六・六に達しておる。

かくの如くであつて治安維持上何等懸念はないという説明でありました。また町村自治体警察存廃に關する県下町村長の意見が示されたのでありますが、それによると、県下五十三ヶ町村のうち存続意見のもの（これは政府がもつと財政的負担をよくすることを條件とするものが多いのであります）が三十五ヶ町村、廃止意見のもの七ヶ町村、意見開陳のないもの十一ヶ町村となつておるのであります。

短い時間内に愛知県下の警察機構

を視察しただけで、早急に現警察制度の是非についての結論を下すことは困難であります。昭和二十三年三月警察法が実施されて、新に自治体警察が生れて、今日に至るまでの経過におきまして、自治体警察について、その弱体性その他の欠陥が随所に暴露せられて、現在の警察機構の二元性については、今後検討せられるべき幾多の問題を残してありますので、これらの問題は直接内閣委員会の所管の問題ではありませんが、内閣委員会の所管となつておる警察予備隊、海上保安庁の機構とも關連する問題でもありますので一応ここに、注意を喚起しておく次第であります。

以上を以つて第一班の報告を終ります。

五月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

一、審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案

一、審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案

一、審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のように

改正する。

第五條第一項中「五局を「六局」に、「政務局」を「國際經濟局」に改める。

第七條第一項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、以下三号ずつ繰り上げ、同條第二項中「前項第五号及び第六号」を「前項第一号及び第三号」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（國際經濟局の事務）
第七條の二 國際經濟局においては、左の事務をつかさどる。

一 通商航海に關する利益を保護し、及び増進すること。

二 國際經濟機關との協力及び通商航海條約その他の通商經濟上の協定に關すること。

三 國際經濟事情の調査並びに國際經濟に關する統計の作成及び資料の収集を行うこと。

第十七條の表中

京都連絡調整事務局	京都市
近畿連絡調整事務局	大阪市

近畿連絡調整事務局	大阪市
-----------	-----

に改める。

第十九條を次のように改める。

第十九條 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表中

を

外務省	本省	一、五二八
計	計	二、一四八

外務省	本省	一、五九八
計	計	二、二二八

合計	八七、七〇八
合計	八七、七〇八

に

審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案

審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案

（農林省設置法の一部改正）

第一條 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 地方支分部局（第三十五條—第四十二條）」を「第三節 地方支分部局（第三十五條—第四十三條）」に改め、「第五章 公団（第七十六條）」を削る。

第四條第十三号中「物資を供給の特に不足する物資」に改め、同條第十四号中及びその生産（加工及び修理を含む）出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること」を削り、同條第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の生産（加工及び修理を含む）、譲渡若しくは引渡を命じ、又はこれらの行為を制限し、若しくは禁止すること。

十六 削除

第四條第二十二号を次のように改める。

二十二 削除

第四條第二十九号中「価格」を削り、同條第四十六号中「主要食糧」を「食糧」に改める。

第八條第一項第十二号を削る。

第十三條中「農事改良実験所」及び「農業機械指導所」を削る。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條及び第二十條 削除

第二十二條第一項第三号中「配布及び検定」を「及び配布」に、第二十五條第一項中「農林畜水産物及び食料品」を「農林畜水産物、食料品及び油脂」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第五項を削る。

2 輸出品検査所は、東京都に置く。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

第三十條第二項の表の京都競馬事務所の部の管轄競馬場の欄中「京都」を「中京、京都」に、第三十三條第一項第二号中「種卵及び種ばち」を「種卵、種ばち及び家畜人工授精用精液」に改める。

第三十四條第一項の表中農林金融改善特別融通損失審査会、中央

農業調整審議会及び中央農地委員
会議の部を削り、同表の中央作況
決定審議会中部中「主要食糧」を
「農作物」に改める。

第四十三條を次のように改め
る。

第四十三條 創除

第四十八條中第八号を削り、第
九号を第八号とする。

第六十一條第四号及び第五号中
「木材その他の林産物」を木材、
薪炭その他の林産物及び加工炭」
に改め、同條中第七号を削り、第
八号を第七号とする。

第六十二條中第四号を第五号と
し、以下順次一号ずつ繰り下げ、
第三号の次に次の一号を加える。

四 林道に関する指導監督を行
うこと。

第六十三條中第四号及び第五号
を削り、第六号を第四号とする。

第六十五條第一項の表中社寺保
管林処分審査会の部を削り、同條
第二項中「社寺保管林処分審査
会」及び「社寺等に無償で貸し付
けてある国有財産の処分に關する
法律」を削る。

第五章を削る。

(農林中央金庫特別融通及損失補
償法の一部改正)

第二條 農林中央金庫特別融通及
補償法(昭和七年法律第三十二号)
の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「農林金融改善
特別融通損失審査会」を「主務大
臣」に改め、同條第二項を削る。

(農村負債整理資金特別融通及損
失補償法の一部改正)

第三條 農村負債整理資金特別融通

及損失補償法(昭和十二年法律第
七十七号)の一部を次のように改
正する。

第九條第一項中「農林金融改善
特別融通損失審査会」を「主務大
臣」に改め、同條第二項を削る。

(臨時農村負債処理法の一部改正)

第四條 臨時農村負債処理法(昭和
十三年法律第六十九号)の一部を
次のように改正する。

第十八條中「農林金融改善特別
融通損失審査会」を「主務大臣」
に改める。

(農地調整法の一部改正)

第五條 農地調整法(昭和十三年法
律第六十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第九條ノ八第二項中「中央農地
委員會」を「主務大臣」に改め、
同條第四項を削る。

(自作農創設特別措置法の一部改
正)

第六條 自作農創設特別措置法(昭
和二十一年法律第四十三号)の一
部を次のように改正する。

第三條第一項第二号及び第三
号、同條第三項、第二十七條第二
項並びに第四十條の二第二項第二
号及び第三号中「中央農地委員會
議」を「主務大臣」に改め、第四
十七條第三項及び第四項中「又は
中央農地委員會議」を削る。

(漁港法の一部改正)

第七條 漁港法(昭和二十五年法律
第百三十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第十條第一項中「三年」を「二
年」に改め、同條第三項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。但し、附則第三項の規定
は、昭和二十六年四月一日から適
用する。

2 社寺保管林処分審査会について
は、第一條の規定にかかわらず、
昭和二十六年九月三十日までは、
なお従前の例による。

3 昭和二十六年三月三十一日にお
いて現に農事改良実験所に勤務す
る官吏であつた者が引き続き都道
府県の職員となつたときは、恩給
法の一部を改正する法律(昭和二
十二年法律第七十七号)附則第十
條の規定の適用がある場合を除
き、同條の規定を準用する。

4 昭和二十六年三月三十一日にお
いて現に農事改良実験所の用に供
してゐた国有財産及び国の所有に
属する物品であつて農林大臣の指
定するものは、当該農事改良実験
所の所在地の属する都道府県に譲
与するものとする。

5 改正前の自作農創設特別措置法
第三條第一項又は第四十條の二第
一項の規定により中央農地委員會
議が都府県別に定めた面積は、改
正後の同法の相当規定に基き主務
大臣が定めたものとみなす。

6 改正前の自作農創設特別措置法
第三項(同法第四十條の二第二項
において準用する場合を含む。)の
規定により都道府県農地委員會が
定めた面積は、改正後の同法の相
当規定に基き定めたものとみな
す。

7 この法律の施行の際現に漁港審
議会の委員である者の任期は、第
七條の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

8 国家行政組織法(昭和二十三年
法律第二十号)の一部を次のよ
うに改正する。

別表第一の農林省の項の公団の
欄中「肥料配給公団」を削る。

「飼料配給公団」を削る。

「食糧配給公団」を削る。

審議会等の整理のための建設省設
置法等の一部を改正する法律案
審議会等の整理のための建設省
設置法等の一部を改正する法律
(建設省設置法の一部改正)

第一條 建設省設置法(昭和二十三
年法律百十三号)の一部を次の
ように改正する。

第十條第一項の表中測量審議会
及び土木審議会の項を削り、同條
第二項から第五項までを削り、同
條第六項中「第一項」を「前項」
に改め、同項を同條第二項とす
る。

第十九條の次に次の一條を加え
る。

第二十條 左の表の上欄に掲げる
機関は、昭和二十七年三月三十
一日まで本省の附属機関として
置かれるものとし、その設置の
目的は、同表の下欄に記載する
通りとする。

測量審議会	測量に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他測量法(昭和二十四年法律第八十八号)に基き権限を行使すること。
-------	---

(建設業法の一部改正)

第二條 建設業法(昭和二十四年法
律第百号)の一部を次のように改
正する。

第二十八條第二項及び第二十九
條中「中央建設業審議会又は都道
府県建設業審議会の同意を得て」
を削る。

第三十二條中「又は第二十八條
第一項(同條第四項において準用
する場合を含む。)を、第二十八
條第一項若しくは第二項(同條第
四項において準用する場合を含む。)
又は第二十九條」に改める。

第三十三條第一項中「建設大臣
又は都道府県知事の行方処分に対
するこの法律に規定する同意につ
いての議決を行はせるとともに、」
を削る。

第三十七條第一項中「四年」を
「六月」に改め、同條第二項に次
の但書を加える。

但し、引き続き二回以上再任
されることはできない。

(建築士法の一部改正)

第三條 建築士法(昭和二十五年法
律第二百二号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十條第一項中「三年」を「二
年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律施行の際、現に建設業
審議会の委員である者に対する改
正後の建設業法第三十七條第一項
の規定の適用については、その任
期は、この法律施行の日から起算
する。

審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

(経済安定本部設置法の一部改正)

第一條 経済安定本部設置法(昭和十五年第一項の表中

二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次第三章中「第四款 価格調整公団(第三十二條)」を「第四款 附屬機関(第三十二條)」に改める。第五條第十六号を次のように改める。

十六 削除

物資需給調整審議会

臨時物資需給調整法の規定により、総裁に対し、必要な報告及び建議をすること。

経済再建整備審議会

企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)及び金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

国民食糧及び栄養対策審議会

総裁の諮問に応じて、国民食糧の安定及び国民栄養の改善向上に関する重要事項を調査審議し、あわせて当該事項について総裁に建議すること。

物資需給調整審議会

臨時物資需給調整法の規定により、総裁に対し、必要な報告及び建議をすること。

国民所得調査連絡協議会

国民所得の調査方法及び資料に関し、関係各行政機関及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、総裁に対し、建議すること。

河川総合開発調査協議会

重要河川の総合開発の計画の立案に関し、関係各行政機関及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、総裁に対し、建議すること。

国民所得調査連絡協議会

国民所得の調査方法及び資料に関し、関係各行政機関及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、総裁に対し、建議すること。

改める。

第二十四條第六号を次のように改める。

六 削除

第三章第一節第四款を次のように改める。

第四款 附屬機関(米価審議会)

第三十二條 物価庁の附屬機関として、米価審議会を置く。

2 米価審議会は、物価庁長官及び農林大臣の諮問に応じて、米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議する。

3 米価審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

(企業再建整備法の一部改正)

第二條 企業再建整備法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 経済再建整備審議会」を「第六章 削除」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第四十四條から第四十六條まで削除

(企業再建整備法の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 企業再建整備法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項の改正規定を削る。

(金融機関再建整備法の一部改正)

第四條 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を削る。

第七條第二項中「経済再建整備審議会の議を経て」を削る。

第四十一條第一項及び第二項中「経済再建整備審議会の議を経て」を削る。

第四十七條第一項中「経済再建整備審議会は、主務大臣の認可を受け、」を「主務大臣は、」に改め、同條第二項を削る。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

第五十條第三項中「経済再建整備審議会の議を経て、」を削る。

第六十一條の二を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一経済安定本部の項公団の欄中「価格調整公団」を削る。